割法人とする分割型分割が行われた場合において、その内国法人がその」に、「受けた場合には」を「受けたとき、又はその分割型分割が第四条の三第六項第一号に規定する無対価分割に該当する適格分割型分割であるときは」に改め、「同じ。）の」の下に「その分割型分割の直後の移動平均法により算出した」を加え、「、前条第一項第一号の規定にかかわらず」を削り、「平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法により算出するもの」を「計算した金額」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

12　内国法人の有する株式（以下この項において「旧株」という。）を発行した法人を分割承継法人とする適格分割型分割（第四条の三第六項第一号に規定する無対価分割に該当するもので同項第二号ロ又はハに掲げる関係があるものに限る。）が行われた場合には、所有株式（その旧株を発行した法人の株式で、その適格分割型分割の直後にその内国法人が有するものをいう。以下この項において同じ。）のその適格分割型分割の直後の移動平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額は、その旧株のその適格分割型分割の直前の帳簿価額にその適格分割型分割に係る分割法人の株式でその内国法人がその適格分割型分割の直前に有していたものに係る法第六十一条の二第四項に規定する分割純資産対応帳簿価額を加算した金額をその所有株式の数で除して計算した金額とする。

13　内国法人が当該内国法人を分割法人とし、当該内国法人の有する株式（以下この項において「旧株」という。）を発行した法人を分割承継法人とする適格分社型分割（第四条の三第六項第一号に規定する無対価分割に該当するものに限る。）を行った場合には、所有株式（その旧株を発行した法人の株式で、その適格分社型分割の直後にその内国法人が有するものをいう。以下この項において同じ。）のその適格分社型分割の直後の移動平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額は、その旧株のその適格分社型分割の直前の帳簿価額に当該直前の移転資産（その適格分社型分割により分割承継法人に移転した資産をいう。）の帳簿価額から移転負債（その適格分社型分割により分割承継法人に移転した負債をいう。）の帳簿価額を減算した金額を加算した金額をその所有株式の数で除して計算した金額とする。

14　内国法人の有する株式（以下この項において「旧株」という。）を発行した法人を株式交換完全親法人とする適格株式交換（第四条の三第十四項第一号に規定する無対価株式交換に該当するものに限る。）が行われた場合には、所有株式（その旧株を発行した法人の株式で、その適格株式交換の直後にその内国法人が有するものをいう。以下この項において同じ。）のその適格株式交換の直前の帳簿価額は、その旧株のその適格株式交換の直前の帳簿価額に当該直前の移転資産（その適格分社型分割により分割承継法人に移転した資産をいう。）の帳簿価額から移転負債（その適格分社型分割により分割承継法人に移転した負債をいう。）の帳簿価額を減算した金額を加算した金額をその所有株式の数で除して計算した金額とする。

第百十九条の三第八項中「直後の」の下に「移動平均法により算出した」を加え、「、前条第一項第一号の規定にかかわらず」を削り、「平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法により算出するもの」を「計算した金額」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　内国法人の有する株式（以下この項において「旧株」という。）を発行した法人を合併法人とする適格合併（第四条の三第二項第一号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する無対価合併に該当するもので同項第二号ロからニまでに掲げる関係のいずれかがあるものに限る。）が行われた場合には、所有株式（その旧株を発行した法人の株式で、その適格合併の直後にその内国法人が有するものをいう。以下この項において同じ。）のその適格合併の直後の移動平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額とする方法により算出するもの」を「計算した金額」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

12　内国法人の有する株式（以下この項において「旧株」という。）を発行した法人を分割承継法人とする適格分割型分割（第四条の三第六項第一号に規定する無対価分割に該当するもので同項第二号ロ又はハに掲げる関係があるものに限る。）が行われた場合には、所有株式（その旧株を発行した法人の株式で、その適格分割型分割の直後にその内国法人が有するものをいう。以下この項において同じ。）のその適格分割型分割の直後の移動平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額は、その旧株のその適格分割型分割の直前の帳簿価額にその適格分割型分割に係る分割法人の株式でその内国法人がその適格分割型分割の直前に有していたものに係る法第六十一条の二第四項に規定する分割純資産対応帳簿価額を加算した金額をその所有株式の数で除して計算した金額とする。

13　内国法人が当該内国法人を分割法人とし、当該内国法人の有する株式（以下この項において「旧株」という。）を発行した法人を分割承継法人とする適格分社型分割（第四条の三第六項第一号に規定する無対価分割に該当するものに限る。）を行った場合には、所有株式（その旧株を発行した法人の株式で、その適格分社型分割の直後にその内国法人が有するものをいう。以下この項において同じ。）のその適格分社型分割の直後の移動平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額は、その旧株のその適格分社型分割の直前の帳簿価額に当該直前の移転資産（その適格分社型分割により分割承継法人に移転した資産をいう。）の帳簿価額から移転負債（その適格分社型分割により分割承継法人に移転した負債をいう。）の帳簿価額を減算した金額を加算した金額をその所有株式の数で除して計算した金額とする。

14　内国法人の有する株式（以下この項において「旧株」という。）を発行した法人を株式交換完全親法人とする適格株式交換（第四条の三第十四項第一号に規定する無対価株式交換に該当するものに限る。）が行われた場合には、所有株式（その旧株を発行した法人の株式で、その適格株式交換の直後にその内国法人が有するものをいう。以下この項において同じ。）のその適格株式交換の直前の帳簿価額は、その旧株のその適格株式交換の直前の帳簿価額にその適格株式交換に係る株式交換完全子法人の株式でその内国法人がその適格株式交換の直前に有していたものの当該直前の帳簿価額を加算した金額をその所有株式の数で除して計算した金額とする。

第百十九条の三第七項中「内国法人がその有する」を「内国法人の有する」に、「）の分割」を「）について分割」に、「同じ。）の一単位当たり」を「同じ。）のその分割又は併合の直後の移動平均法により算出した一単位当たり」に改め、「、前条第一項第一号の規定にかかわらず」を削り、「有していた」の下に「その集団投資信託の」を加え、「平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法により算出するもの」を「計算した金額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「同じ。）の」の下に「その併合の直後の移動平均法により算出した」を加え、「、前条第一項第一号の規定にかかわらず」を削り、「平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法により算出するもの」を「計算した金額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　内国法人の有する第九条第一項第七号に規定する子法人の株式について同号に規定する寄附修正事由が生じた場合には、その株式の当該寄附修正事由が生じた直後の移動平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額は、当該寄附修正事由が生じた時の直前の帳簿価額に同号に掲げる金額を加算した金額をその株式の数で除して計算した金額とする。

第百十九条の四第一項中「同じ。）」の下に「又はその有価証券を発行した法人」を加え、「、同条第三項に規定する時価評価」を削り、「同条第六項」の下に「に規定する寄附修正事由の発生、同条第七項」を加え、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項に規定する交付、同条第十項に規定する修正、同条第十一項に規定する修正、同条第十二項」を「同条第十項に規定する適格合併、同条第十一項に規定する分割型分割、同条第十二項に規定する適格分割型分割、同条第十三項に規定する適格分社型分割、同条第十四項に規定する適格株式交換、同条第十五項」に、「同条第十三項」を「同条第十六項」に、「に規定する方法により算出した」を「の規定の例により算出したその評価換え等の直後の」に改め、同条第四項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「に規定する方法により算出した」を「の規定の例により算出したその評価換え等の直後の」に改める。

第百十九条の七の二第三項中「第六十一条の二第九項」を「第六十一条の二第八項」に改める。

第百十九条の八の二中「第六十一条の二第十四項第一号」を「第六十一条の二第十三項第一号」に改める。

第百十九条の八の三第一項及び第二項中「第六十一条の二第十六項」を「第六十一条の二第十五項」に改める。

第百十九条の十第一項中「（以下この項において「適格合併等」という。）」及び「（以下この項において「被合併法人等」という。）」を削り、「、適格現物出資若しくは適格事後設立（以下この項において「適格分社型分割等」という。）」を「若しくは適格現物出資」に、「、現物出資法人若しくは事後設立法人」を「若しくは現物出資法人」に、「適格合併等により被合併法人等」を「適格合併により被合併法人」に、「、当該被合併法人等」を「当該被合併法人」に、「、適格分社型分割等」を「、適格分割又は適格現物出資」に、「取得をした」を「引継ぎを受け、又は取得をした」に、「、当該分割法人等」を「当該分割法人等」に、「適格分社型分割等の」を「適格分割又は適格現物出資の」に改め、同条第二項中「内国法人が行う当該」を削り、「同条第七項、第八項又は第十項」を「同条第六項、第七項又は第九項」に改め、同条第三項中「第六十一条の二第七項、第八項又は第十項」を「第六十一条の二第六項、第七項又は第九項」に改め、同条第四項中「同項第十一号」を「同項第十号」に改める。

第百十九条の十一の二第二項第一号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、「適格合併」の下に「若しくは適格合併に該当しない合併で法第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの（適格合併に該当しない合併にあつては、当該親法人株式が同項に規定する譲渡損益調整資産に該当する場合における当該合併に限る。）」を加え、「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同項第三号中「同条第十二号の九」を「同条第十二号の九イ」に改め、同項第五号中「第六十一条の二第九項」を「第六十一条の二第八項」に改める。

第百十九条の十二第三号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。